

緑川流域誘客及び周遊促進事業実施業務 仕様書

1 目的

緑川流域誘客及び周遊促進事業実施業務委託公募型プロポーザル実施要領内「項目1 業務の目的」のとおり。

2 業務名

緑川流域誘客及び周遊促進事業実施業務

3 業務内容

緑川流域には、キャンプ場をはじめとするアウトドア施設、アウトドアアクティビティ等を体験できる場所が多数存在することから、4町に所在するこれらの豊かな自然を活かした体験型コンテンツを複数の町にまたがって巡る緑川流域への誘客及び周遊促進を行う。具体的な業務内容については、以下のとおりとする。

(1) 既存デジタルサイクリングマップの更新

昨年度作成した「デジタルサイクリングマップ（参考資料1）」について、以下の更新及び多言語版製作を行う。

①マップの修正・更新

ア 令和7年8月に発生した大雨災害を受けたことによる現在のコース内道路及び観光施設の被害状況を踏まえ、コースの変更等修正対応を行うこと。

イ 校正は2回以上とする。

②繁体字版の制作

ア 上記①の修正が完了した日本語版マップを基に、テキスト情報を繁体字へ翻訳し、繁体字版マップを制作する。

イ 校正は2回以上とする。

(2) 新規ポタリングマップの制作

初心者やファミリー層を対象に、4町（御船町、山都町、甲佐町、美里町）の市街地周辺を周遊する「ポタリングマップ」を新たに制作する。

①コース企画・造成

ア 各町1コース、合計4コースを造成する。

イ 御船町、山都町のコースは新規で作成し、甲佐町、美里町のコースは参考コースを基に作成する。

ウ 地域の観光施設、景観スポット、飲食店等を含み、周遊の魅力向上を図ること。

②ポタリングマップ（デジタル版）の制作

ア (1)の「デジタルサイクリングマップ」と相互に遷移できるよう、QRコードまたはリンクを設置すること。

イ 後述する(4)で制作する写真・動画をマップ内に埋め込み、閲覧できるようにすること。

ウ 校正は2回以上とする。

エ 作成にあたっては、委託者及び関係機関と協議を行うこと。

(3) パンフレットの印刷

①印刷対象物

ア デジタルサイクリングマップ ((1) ①の修正完了後の日本語版)

イ デジタルサイクリングマップ ((1) ②の繁体字版)

②規格

ア 仕上がりサイズ(折りたたみ時)は、A 6とする。

イ 展開サイズ(広げた時)は、A 3とする。

ウ 折り方は、8つ折りとする。

エ 両面カラー刷りとする。

オ 校正は、2回以上とする。

③部数

ア 各5, 000部 合計10, 000部

④その他

ア パンフレットの詳細については、実行委員会と協議の上、決定する。

(4) 観光施設の写真撮影及び紹介動画制作

①撮影対象

ア 委託者が指定する4町の観光施設等8か所(1町あたり2か所)

②内容

ア 実施時期は、令和8年4月頃とすること。

イ 紹介動画については、観光施設1か所につき、動画(2分程度)を一つ作成すること。

ウ (1)(2)のマップ内にQRコードを設置し、各施設の紹介動画が視聴できるようにすること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年6月30日まで

5 受託者の責務

(1) 受託者は、個人情報の保護等を行う義務がある。

(2) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

(3) 実行委員会の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

(4) 実行委員会の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 業務の処理に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は、受託者が負担する。

(6) 関係法令を遵守し、業務にあたること。

6 業務進捗状況及び完了報告等

- (1) 実行委員会は、必要に応じて受託者に対して業務の進捗状況に関する報告を求めることができる。
- (2) 受託者は、業務が完了したときに、業務完了報告書（紙媒体及び電子データ各1部）を作成し、実行委員会に対し、次の成果物を添えて、委託期間終了の日までに提出すること。業務完了報告書等を提出し、実行委員会の検査に合格したときは、支払請求書を実行委員会に対して提出すること。

7 成果物

- (1) 実績報告書（紙媒体及び電子データ各1部）
- (2) 日本語（5,000部）・繁体字（5,000部）
- (3) WEB掲載に適切なデータサイズに加工したPDFデータ一式
- (4) 画像及び動画（電子データ）一式
- (5) その他実行委員会が必要と認めたもの

8 著作権等

- (1) 制作した成果物の著作権及び新たに撮影した画像等に関するすべての著作権（著作権法（昭和第45年法律第4号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は実行委員会に帰属するものとし、実行委員会、熊本県及び4町が自由に利用できるものとする。また、制作した成果品及び新たに撮影した画像等については、実行委員会及び実行委員会が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) パンフレット等の制作にあたり、人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。使用料等の必要が発生する場合は、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら実行委員会の責めに帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 著作権等の取扱いについて疑義がある場合には、実行委員会と受託者が協議の上、決定する。

9 契約の費用

この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

10 その他

- (1) パンフレット等の制作に係る作業のすべてを行うこと。
- (2) 具体的な撮影時期、撮影場所、内容等については、事前に実行委員会と協議の上、決定すること。
- (3) 画像圧縮は最低限に留め、高画質な画像を確保すること。
- (4) 発注者である実行委員会は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や

情報等の提供について協力するものとする。

- (5) 本業務には、業務の実施に必要な各種手配・関係者への連絡調整・準備等一式を含む。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は仕様について、疑義が生じた場合は、速やかに実行委員会と協議の上、解決するものとする。